

令和 3 年度

町 政 執 行 方 針
教 育 行 政 執 行 方 針

美 瑛 町

目 次

1. 令和3年度 町政執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～10
2. 令和3年度 教育行政執行方針・・・・・・・・・・・・ 11～15

1. 令和3年度 町政執行方針

はじめに

令和3年第1回定例会に当たり、町政執行の基本的な方針と主要な施策につきまして所信を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げます。

本年は、私にとりましていただいた任期の折り返しを迎える年になります。

これまで、町民の皆さまとともに進めるまちづくりが、希望に満ちた地域をつくるための礎であるとの強い信念をもって、対話を通じて様々な喫緊の課題に全力で取り組んでまいりました。

この一年を振り返りますと、全世界にかつてない事態をもたらした「新型コロナウイルス感染症」（以下、「新型コロナ」という）に正面から向き合い、町民の皆さまの健康や生活、経済活動を迅速かつ全力を挙げて守り抜くことに心血を注ぎ、国や北海道の対応と連携しながら、行政としてあらゆる対策や手段を講じつつ奔走してまいりました。

このような状況下における新年度の町政については、「新たな日常」と「新しい生活様式」を取り込み、平常時には経済性と効率性を優先する「経済モード」を推し進め、感染拡大時には町民の健康と安全を最優先に考える「安全モード」に移行するといった危急の変化に即応する体制を構築してまいります。

また、町民の皆さまの安心できる暮らし、雇用、経済を守り抜く対策に躊躇なくスピード感をもって取り組み、併せて将来に向けたまちづくり施策を同時に進めることが、自分に課せられた最大の使命だと強く感じております。

そのためには、精神的にも物理的にも様々な変革が必要となりますが、その多くは、昨今の事態に起因するものではなく、これまで求められていたものが加速を始めるものであり、変化を恐れることのないしなやかな姿勢と実践こそが、ポストコロナの原点だと考えております。

美瑛町は、これからも歩みを止めず、貴重な自然環境と美しく広がる農村風景、安全で豊かな食といった恵まれた地域資源をいかして、令和3年度も町民の皆さまとともに、活気あふれるまちを目指してまいります。

町政に臨む基本姿勢について

今年度は新型コロナを踏まえ、「暮らし、経済対策」に重点を置いた施策を切れ目なく実施していくことが重要であると考えております。

「新しい生活様式」のもと、感染リスクとの共存が常識となった今、感染症防止と社会持続性の両立のために、ワクチン接種や医療提供体制の確保を始め、福祉、子育て支援、教育などの現場における様々な感染症対策の推進を基本に、移住定住施策と連携したテレワークの推進や福祉、医療、教育におけるオンラインによる非対面型サービスの充実に努めてまいります。

商工業においては、売上げが減少している事業者への支援はもとより、新たな起業や事業展開を希望する事業者への支援など中小企業や商店街に対してもきめ細やかに支援してまいります。

将来のまちづくりに向けた施策としましては、地域の人々と多様なつながりを創る関係人口創出事業や、将来を見据えた本町の農業の発展的未來を描く農業支援事業など、コロナ禍においても、新規、継続を問わず持続的なまちの発展に向けた施策を着実に取り組んでまいります。

刻一刻と変わる大変厳しい局面ではございますが、町民の皆さまとともに力を合わせて取り組むことができれば、自ずと答えが見つかります。そして、私たちの英知と経験を結集することによって、必ずこの難局を克服できると確信しております。町民の皆さまの安全、安心をお守りすることを最優先に「感染症対策の強化」と「経済再生の実現」を両輪とし、未來を見据えたまちを「チーム美瑛」で目指してまいります。

主要な施策の具体的な推進方策について

以下、令和3年度の町政の各分野にわたる主要な施策の具体的な推進方策について、次のとおり申し上げます。

第1 足腰の強い産業づくり

1. 農業

我が国の農業は貿易自由化やコロナ禍により重大な岐路に立っていることから、これまで以上に地域の特性をいかした強い農業づくりを推進してまいります。農業経営を前向きに進めることは、基幹産業の振興だけではなく、丘のまちの大地を守り続けることでもあります。

このことから、意欲的な中小規模経営者の取り組みと、重要な担い手である女性農業者を応援する事業を創設するとともに、スマート農業を推進するため高精度の測位ができるRTK基地局を設置するなど、新たな美瑛の農業を切り拓いてまいります。加えて、コロナ禍により価格が不安定となっている美瑛米について、生産安定に向けた支援を実施してまいります。

農畜産物のブランド化の推進としては、年々知名度が上昇しているラスノーブル（グリーンアスパラガス）を新たな振興作物に位置づけるため、組織培養による苗の復活と試験ほ場を整備し、生産者への安定供給を図ってまいります。小麦についても地理的表示（G I）の指定を目標に、町内消費の拡大など多面的な魅力向上の取り組みに努めてまいります。

昨年から開始した農福連携事業では、ジョブコーチの支援のもとで実践的な取り組みを進めるなど、農業者側の人手不足解消と、障がいがある方等の社会参画を実現する本町独自の仕組みを築いてまいります。

畜産業については、草地基盤整備事業により良質で安定した自給粗飼料の確保を図るとともに、全国的な懸念となっている家畜防疫対策について、関係機関、団体と連携してまいります。また白金牧場の施設を改修し、利用促進を図ってまいります。

農地基盤整備事業では、朗根内2期地区の事業実施に向けた計画樹立に取り組み、今後事業を予定している地区においても地域協議を進めてまいります。引き続き土地改良施設管理への支援を行っていくとともに、多面的機能支払交付金事業の活用により、地域資源の良好な保全や農村環境の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

2. 林業

林業については、厳しい状況下にある造林、造材事業に対し、新たに森林環境譲与税を活用した私有林等整備補助事業により未施業森林の解消を図るとともに、森林の持つ多面的機能の発揮と造林事業地の創出に努めてまいります。

森林認証材を活用するため上川森林認証協議会と連携し、認証制度の普及啓発を図ります。環境に配慮した地域材のブランド化や付加価値向上に取り組むことで、持続可能な森林管理や森林経営を次世代へつないでまいります。

町有林管理においては、森林環境保全整備事業補助金を有効に活用しながら適切な森林整備に努め、森林資源の循環利用とカーボンニュートラル社会の実現に寄与してまいります。

3. 商工業

商工業の振興については、商工会と連携し商工業者に対する経営の持続化支援、地域の原動力となる中小企業者の発展に向けた継続的支援に取り組むほか、地域通貨事業「Beコイン」により、経済の地域内循環のみならず、地域コミュニティの活性化につながる取り組みを進めてまいります。

中心市街地における空き地、空き店舗の活用に対する支援や、企業誘致を目的とした固定資産税の減免等に引き続き取り組むとともに、新規開業に必要な改修費用や設備費用の一部を助成する新たな起業支援制度を創設し、起業を目指す方々への支援に積極的に取り組んでまいります。

新型コロナにより大きな影響を受けている事業者に対しましては、緊急融資制度や上下水道料の減免等の固定費軽減制度を継続するとともに、業態転換や新たな経営戦略に取り組む事業者に対する支援制度を新たに創設し、経営環境の変化に対応した事業の継続に努めてまいります。

4. 観光業

本町の観光は好調を維持してまいりましたが、新型コロナの拡大によって旅行者が大幅に減少し、旅行スタイルや旅行者の志向が大きく変化していることから、観光マスタープランの中間評価を行い、今後の本町の観光振興の在り方や、豊かな観光資源を次世代へ引き継ぐための観光基本条例の制定に向けた検討を進めてまいります。

コロナ禍に対応した観光振興対策としては、「北海道スタイル安心宣言」及び「丘のまちびえいブルーフラッグ」等の取り組みを進め、観光客の皆さまを安心して迎え入れることができる環境の整備や情報の発信に努めてまいります。

また、道の駅びえい「白金ビルケ」や国設白金野営場においては、コロナ禍で注目を集める野外活動に着目した体験メニュー等DMO事業の拡充を図り、滞在型、通年型につながる持続可能な観光を推進してまいります。

町内の経済を牽引し、商工観光産業の中核を担う新たなまちづくり組織の設立に向けた取り組みを進めてまいります。

交流推進事業については、昨年度より関係人口の増加を目指し会員を募集している「関西びえい会（仮称）」の設立に向けた取り組みに併せ、懐かしい旧友との親睦を深め、Uターンの促進やふるさと納税の動機づけを図る同窓会支援事業に新たに取り組む、町内開催による地域経済の活性化を図ってまいります。

3大スポーツ交流イベントについては、参加者・関係者の安全に配慮した事業内容とし、継続して事業を実施してまいります。また、「サイクルスタンプラリー」を始め、地域と連携した新たな取り組みを展開することで、町内において日常的にスポーツに親しみ、交流できるイベントを推進してまいります。

5. 移住・定住

移住定住については、官民連携によるまち全体で移住者を迎え入れる体制を本格的に稼働させ、移住者と町民をつなぐコミュニティの形成、さらには、就業情報及び空き家、空き店舗等の有効活用による地域活性化に向けた情報の発信を行い、移住希望者が抱える課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

新たに民間賃貸住宅入居者に対して家賃助成を行い、定住促進を図るとともに、テレワーク推進事業や関係人口創出事業を展開することにより、企業及び個人事業主の移住定住、さらには事業の一部移転などが推進されるよう積極的な取り組みを始めてまいります。

定住住宅取得助成事業では、森林環境譲与税を有効に活用し、新築助成に対する地域材加算の上乗せや、認証材を使用した際の新たな加算を設定し定住支援に努めてまいります。

6. 白金泉源対策

白金温泉の泉源管理については、配管等泉源施設・設備の調査により配湯状況を把握し必要な設備の修繕や更新を実施し、各温泉施設への配湯状況の改善を図ってまいります。また、配湯量の増加を図るため新規の泉源掘削に向けた調査測量を行い、美瑛町観光発祥の地である白金地区の振興に取り組んでまいります。

第2 ともに支え合うまちづくり

1. 地域福祉

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が営めるよう、第2次美瑛町地域福祉計画の策定に取り組み、本町が目指す地域福祉の姿を明確にし、その実現に向けて地域の皆さまと行政が一体となった福祉行政の推進に努めてまいります。

子育て支援については、オンラインによる子育て相談など誰もが安心して相談できる体制強化を図るとともに、新たにひとり親家庭等の支援を目的とした家事や育児のサポート事業を創設し、安心して子育てができる環境の充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むため、総合的な相談支援を行い、介護予防や日常生活支援、認知症高齢者支援、医療介護連携に取り組むとともに、地域でのつながりを育む生活支援コーディネーターを地域ごとに配置し、生活支援体制整備の充実に図ります。老人クラブや地域サロン活動、ボランティアポイント活動などを推進し、高齢

者の活動の場の更なる支援に努めるとともに、昨年度から実施している外国人介護福祉人材育成支援事業や、新たに介護に関心を持つ町民に対する介護入門研修を実施し、全国的に人材が不足している介護分野の安定的な人材確保に向けた取り組みを進めてまいります。

障がい者福祉については、障がいのある方が自ら望む地域で生活を送れるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実を図り、地域の特性にあったサービスの計画的な提供に努め、農業部門と連携し地域共生型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

2. 保健

保健事業については、町民の健康寿命の延伸のため、生涯にわたる健康増進と疾病予防の推進に取り組むとともに、新たな目標値のもと特定検診の受診率の向上に努めてまいります。健康増進計画は令和3年度が最終年度に当たることから、保健事業や保健指導の効果について、健診結果や医療、介護のデータを用いて町民の健康評価を行い、町民の健康寿命の延伸に向けた次期計画策定の準備に取り組んでまいります。

また、新型コロナ対策として国が進めるワクチン接種について、北海道や各種関係機関との連携強化を図り、円滑な接種体制の構築に努めてまいります。

3. 医療

全国的に未だ完全収束を見ない新型コロナにより、今、かけがえのない普遍的な生活が脅かされています。

世界的に医療の重要性がクローズアップされる中で、町立病院が住民の希求する医療サービスを継続して提供していくためには、旭川医科大学や各医療機関との連携による診療体制の充実とともに、医療機関として信頼を高め、公共的な役割を常に意識しながら暮らしを守る医療拠点として存在することが必要と考えております。

オンライン診療の推進など新型コロナへの対応を講じつつ、皆さまの幸福な生活の根幹である「医療」の提供をしっかりと維持、充実させるため、安定した経営の確保に積極的に努めてまいります。

第3 まちを動かす人づくり

学校教育につきましては、「令和3年度教育行政執行方針」において教育長より述べさせていただきます。

生涯学習につきましては、社会情勢が変化していく中で、活力あるまちづくりのための「人づくり」や「つながりづくり」は重要であり、継続的な学習の場の確保と学習機会の提供を推進し、町民一人一人の生涯学習の実践のための基盤整備に取り組んでまいります。

町民センター、地域人材育成研修交流センター、郷土学館については、町民の学習活動の拠点や地域の交流の場として、これからも有効に活用されるよう管理運営方法を常に検証し利用促進に努めてまいります。

地域の歴史や文化、自然に触れ学ぶ事業、幅広い世代が優れた芸術文化に触れる事業や、「少年少女道外研修事業」のような子どもたちのライフキャリア教育の観点を持った学習機会を積極的に提供してまいります。

町民プールやスポーツセンター等各種社会体育施設については、町民がより利用しやすい仕組みづくりに努め、町民のニーズに合った教室やイベントを開催し、多くの方にスポーツに触れ合う機会を創出いたします。

これまで上富良野町と協力し進めてきた十勝岳ジオパーク構想については、令和3年度に日本ジオパーク認定に向けた申請を行い、自然や環境などこの地域が持つ貴重な資源をいかした「火山と共生するまちづくり」に取り組んでまいります。

美瑛高校については、少子化や高等学校を取り巻く制度改正などの社会的な要因により、安定的に入学者を確保することが難しい状況の中で、美瑛高校が掲げる「キャリア教育の充実」への支援を継続し、将来が見える教育活動の実践を後押しするとともに、「行きたくなる、行かせたくなる美瑛高校」づくりを、引き続き地域が一体となり取り組んでまいります。

第4 安全・安心なまちづくり

1. 都市計画

町民が快適で安心して暮らせるまちづくりは、道路や公園、上下水道などの生活基盤の充実が必要不可欠です。本町が誇る豊かな自然や素晴らしい景観との調和を図りながら、町民が生き生きと暮らすことができる環境づくりにつながる事業を計画的に進めてまいります。

都市計画については、町民の交流の場である公園機能の充実を図るため、新たに子どもたちが水遊びをできる公園としてことぶき公園の改修や、南町公園の遊具の更新に取り組み、子育て環境の充実に努めてまいります。

町道整備については引き続き計画的に取り組み、橋梁点検や新たに町道の路面性状調査を進め、長寿命化修繕計画に基づき限られた予算の中で適正な老朽

化対策に努めてまいります。

2. 水道・衛生

上下水道については、経営戦略やストックマネジメント計画に基づき長期的視点に立って円滑に管路や施設設備等の更新を進め、下水道事業については、地方公営企業法適用の会計制度となることから、資産整理等の取り組みを進めてまいります。

下水汚泥コンポストについては、令和2年度に実施した施肥試験調査の結果により農作物への有効性が確認されたことから、将来的な販売を視野に入れながら、農地での利用拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

環境衛生、廃棄物対策については、老朽化が著しい浄化センターにおいて大規模修繕若しくは他地域での処理も含めて検討し、中長期的に安定したし尿処理体制の充実に努めてまいります。

3. 地域防災・危機管理

地域防災については、広報、防災無線、LINEなどによる防災情報の発信を始め、昨年改訂した「美瑛町防災ガイドブック」を活用した防災教室の開催などを通し、防災意識の高揚に努めてまいります。

地域防災の要となる自主防災組織については、設立の際の事務的支援や組織運営、防災士資格の取得など支援制度を拡充し、自主防災組織の設立を積極的に支援してまいります。

新型コロナについては、適切な情報提供による予防と感染対策を行うとともに、必要な物品を備蓄するなどの対策を行ってまいります。

十勝岳については、火山性地震等の増加や火口内での発光現象が確認されるなど、火山活動が憂慮される状況にあります。今後も引き続き火山活動に注視していくとともに、十勝岳総合防災訓練の実施や関係機関との連携を強化し、火山災害に備える取り組みを継続してまいります。

第5 みんなで歩むまちづくり

1. 町民参加・協働

将来に向け持続的に輝けるまちづくりの仕組みを構築していくために、町民との協働により、自治基本条例（仮称）の策定に向けた検討を継続するとともに、まちづくり共有ビジョンの策定を実現し、まちづくり総合計画の核となる

柱を確立する中で、行政と町民意見の融合によるまちづくりを加速させてまいります。

2. 情報化

情報化については、公衆無線LANの精査を行い、よりセキュリティ面を考慮した整備拡張を実施することで情報通信環境の充実に努めてまいります。また、コロナ禍の状況において、各種会議や移住相談など町外者とのリモートでの面談の機会が増加していることから、Wi-Fiの増強など庁舎内の環境を整備し、今後の行政のデジタル化の推進を見据えた取り組みを進めてまいります。

3. 行政・財政

行財政の推進については、新型コロナの世界的流行に端を発した社会情勢の変化を踏まえ、必要とされる支援を着実に実行しつつ、今後とも持続可能な財政運営がなされるよう、事業の効果検証に基づく既存事業のスリム化を図り、より質の高い行政運営に努めてまいります。

町税については、税法に基づいた適正な税務事務を行い、町財政の貴重な財源収入の確保に努め、引き続き上川広域滞納整理機構との連携による、滞納者及び滞納額の減少に取り組んでまいります。

予算執行に当たっては、より効果的、効率的な財源の活用による将来負担の適正化を図るとともに、より良い行政サービスを提供できるよう、町民の皆さまとともに、美瑛町のまちづくりを推進してまいります。

むすびに

新型コロナが全世界にもたらした「コロナ禍」は、「ヒト、モノ、カネ」といった、生活を取り巻くあらゆる要素に影響を与え、人々の不安を煽っています。

この現状を嘆いて後ろ向きに対処するのも、好機と受け止め将来を見据え歩みを進めるのも、その歩みはどちらも同じ町民が暮らす時間です。この貴重な時間を大切にして、目の前の危機を受け止めながらいかに乗り越え、この現状を大胆な変革の好機と捉えるか、今私たちに必要なものは何か、どう変えるべきなのか、こうした問いに対し自らの答えを導き出し、町民の生活を第一として実践していくことが、美瑛町の進むべき未来を切り拓くものと考えております。

「私は固く信じている。すべての善の行動は、最後は必ず実を結ぶ」これはインド独立の父、ガンジーの言葉です。何かを頑張っている、その事に果たして意味があるのか、良い結果が出るのか不安になっても、大切なのは、良心に従い挑戦し続けていく事だという教えと解釈しています。

「継続は力なり」です。美瑛町は常に町民の生活を守ることを基本に、将来に向けたまちづくりビジョンの実現に向けて挑戦を続け、「新たな日常」に沿いながら持続可能な町政運営を進めていかなければなりません。たおやかで魅力ある美瑛町であり続けるために、町民の皆さまとともに引き続きまちづくりに全力で挑戦してまいります。

最後に、町議会議員各位並びに町民の皆さまの一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。令和3年度の執行方針といたします。

2. 令和3年度 教育行政執行方針

はじめに

令和3年第1回定例会の開会に当たり、教育行政の執行に関する方針について申し上げます。

グローバル化や高度情報化などの技術革新が急速に進み、教育を取り巻く環境が大きく変容していく中、子どもたちが自らの感性や創造性を磨き、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動する力を育成する教育を実現することが重要です。このため、美瑛町教育振興基本計画で示す教育の目標や方向性を基に、児童生徒には、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むよう取り組んでまいります。

また、家庭や地域の協力を得ながら、子どもたちの学びの基盤となる望ましい教育環境づくりに取り組むなど、「地域とともにある学校づくり」を一層推進してまいります。

なお、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き、強い危機意識を持ち、学校や社会教育施設における感染の拡大防止や適切な情報提供に努めるなど、事態に即した対応を図ってまいります。

新年度も、町の魅力や活力を創出し、郷土への愛着や誇りを持ちながら持続可能な地域を支える教育力の向上を図るとともに、町民一人一人が生き生きと学び続ける環境づくりを通して、心豊かに輝くまちづくり、人づくりに資する教育行政の充実と発展に取り組んでまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

【学校教育】

1. 社会でいきる力の育成

子どもたちが、予測困難な時代を主体的、創造的に生きていくためには、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力を身に付けることが必要です。

児童生徒の資質・能力の育成を図るため、町内の小中学校で統一した学習規律を定め、小中一貫した指導方法の確立を図り、指導の効率化や学びの連続性の確保に努めてまいります。日常授業においては、授業の目標を示し、課題解

決に向けた「見通し」や学習の「振り返り」を位置づけるなど、学習内容の確実な定着を図るよう努めてまいります。

また、学力の向上を図るため、ICT機器を積極的に活用するとともに、小学生学習ルームを引き続き実施し、学習習慣の確立につなげます。ICT機器の有効活用については、映像や画像を提示するなど、子どもたちの学びへの興味・関心を高め、分かりやすい授業を展開します。特に、昨年度整備した児童生徒一人一台の情報端末は、校内で個別学習・集団学習に活用してまいります。

また、プログラミング教育に関する教科等の横断的な指導を行い、論理的思考力を含む情報活用能力の育成に取り組んでまいります。

外国語専科指導教員と外国語指導助手を配置し、子どもたちが生きた英語に触れる機会を生み出すとともに、国際理解教育・外国語教育の推進に努めてまいります。

子どもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、子どものキャリア発達を継続的に記録する「マイノート」の活用を始め、ゲストティーチャーによる講演や、将来の進路選択を見据えた職場体験、大学等のキャンパス見学を行うなど、夢や目標を持ち続ける意識を育むキャリア教育の充実を図ります。

支援教育では、全ての子どもに合理的な配慮がなされ、子ども一人一人の実態に即した切れ目のない教育体制を整えてまいります。そのため、教育指導助手と特別支援教育専門員を引き続き配置します。

2. 豊かな人間性と健やかな体の育成

子どもたちが、心身ともに健やかに成長していくためには、規範意識を高め、他者への思いやりや自己有用感などを育むとともに、健康の保持増進を図ることが重要です。

また、郷土の良さを見つけようとする心を持ち、郷土のために何ができるかを考えることのできる人材を育成する取り組みも必要です。

このため、子どもの発達段階に応じて美瑛の自然や歴史・文化・先人について体験的に学び、地域を愛する心や地域の人に対する思いやりの心を育成する「ふるさと学習」を進めてまいります。

いじめ問題への対応については、美瑛町いじめ防止基本方針に基づき、学校や家庭、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。

不登校問題への対応については、学校において、丁寧な教育相談や家庭訪問を繰り返し行うとともに、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、悩みを抱える児童生徒や保護者との相談体制を整えます。また、本年度からは、新たにスクールソーシャルワーカーを教育委員会に定期的に配置し、学校や保護者にとって、より身近な相談体制の拡充を図ってまいります。

子どもたちの自主的な読書活動を支援するために、学校図書館への司書の定期配置に加え、ブックトークや調べ学習のサポート、長期休業前の団体貸し出しなど、今後も読書環境の充実に努めてまいります。

子どもたちの体力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果などを踏まえ、美瑛町教育推進協議会と連携して、体育の授業や体育的行事の改善を図る取り組みを進めるとともに、家庭と連携し運動の習慣化につながるよう、スポーツイベントへの参加促進などを行ってまいります。

学校給食においては、可能な限り地場産の食材を取り入れ、子どもたちに栄養バランスの取れた安全・安心な給食を提供し、健やかな成長を支えます。

3. 学びを支える家庭・地域との連携・協働

子どもたちが、新しい時代を生き抜いていく力を身に付けるためには、学校と家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮するとともに、連携・協働して子どもを育てることが重要です。

各学校では、学校運営協議会による花壇整備や街頭交通指導、学習サポートなど様々な支援が行われております。これまでの成果をいかし、より一層「地域とともにある学校づくり」を目指し、効果的に取り組みを進めてまいります。

未だに、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、児童生徒の学びを保障するため、家庭でオンライン学習ができる体制づくりを進めてまいります。

また、子どもたちが休日を有意義に過ごすことができるよう、学習要素を取り入れた「土曜学習」事業に引き続き取り組んでまいります。

保護者の経済的な負担を軽減するため、学校給食費の無償化や小学校の新1年生に対する学用品の贈呈、修学旅行費の一部助成事業などを継続してまいります。

児童生徒の登下校を支えるためスクールバスを運行するとともに、既存車両の維持補修と老朽化した車両を更新し、併せて安全運転の徹底を図ってまいります。

学校施設については、美馬牛中学校改修工事などを行い、改修と維持補修を計画的に進めてまいります。また、各学校に感染症対策で必要な設備、備品等を整備してまいります。

4. 学びをつなぐ学校づくりの実現

各学校において、子どもたちに必要な資質・能力をバランスよく育むためには、幼小、小中、中高といった校種間の円滑な接続や教職員間の連携を推進することが重要です。

引き続き、中学校教員による小学校への「出前授業」を始め、小中相互の授業公開などを通して、義務教育9年間を見据えた連続性のある教育課程も視野に、これまで以上に小中の連携を深めてまいります。

児童生徒に質の高い教育を保障するためには、教職員には授業力はもとより、高い倫理観が求められています。先進地等への研修の機会を保障するとともに、北海道教育委員会を始め関係機関が実施する各種研修事業への参加を促進するほか、魅力ある学校づくりに資する本町独自の教職員研修を引き続き実施してまいります。

また、教職員の多忙化の縮減を図るとともに、校務支援システムを活用するなど、教員がゆとりを持って子どもたちに向き合う時間を確保するように努めてまいります。

子どもたちが安心して登下校できるように、通学路交通安全プログラムに基づく効果的な取り組みを推進してまいります。

【社会教育】

5. 学びをいかす地域社会

第10次社会教育中期計画の始まりとなる本年度は、第9次から引き継ぐ「きっかけ」「つながり」「やりがい」の三つの重要な柱の下に、継続的な学びの場を確保しながら、「明日を担う人づくり」と「活力のある地域づくり」を推進してまいります。

公民館事業では、多様な町民の学習ニーズや社会的・地域的課題を把握した中で、新たな生活スタイルに対応した運営方法により、児童生徒対象の「夏自

然とふれあいの里」や、成人対象の「いきがづくり講座」、高齢者対象の「すずらん大学」など、数多くの事業を実施してまいります。

また、公民館分館については、引き続き公民館本館からの支援を行い、地域の活性化が促進されるよう努めてまいります。

びえい出会いふれあい祭り事業においても、運営方法等を見直し、新たな形で実施することで、多くの町民が日々の活動の成果を披露し、様々な交流が生まれるよう努めてまいります。

図書館については、あらゆる世代の町民の生涯学習活動の核となる大きな役割を担っていることから、居心地の良い図書館づくりを進めてまいります。

図書館フェスティバルや古本市の開催など、来館者の興味をひくような本の特集を定期的に行うほか、壁面等でも季節の行事に関連した展示を行うなど読書環境づくりを進めてまいります。

また、幼児期の読み聞かせや児童期の読書は、子どもの成長にとって極めて重要なことから、読み聞かせボランティアグループによるお話し会やブックスタート事業も継続してまいります。

以上、教育行政の各分野における主要な方針を御説明申し上げます。

町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げます、令和3年度の教育行政執行方針といたします。